令和７年（第３回定例会）

厚生環境教育委員会　会議録

令和７年９月９日

厚生環境教育委員会 会議録

○開会日時　令和７年９月９日（火）
開議　午前１０時００分　　閉議　午前１１時４４分

○開会場所　市議会 第３委員会室

○出席委員（８名）

委員長	松川峰生	副委員長	石田強
委員	美馬恭子	委員	小野正明
委員	森大輔	委員	穴井宏二
委員	加藤信康	委員	市原隆生

○欠席委員（０名）

○委員外議員出席者（０名）

○執行部出席者

教育長	寺岡悌二	市民福祉部長兼 福祉事務所長	田辺裕
いきいき健幸部長	阿南剛	教育部長	矢野義知
こども部長	宇都宮尚代	いきいき健幸部次長 兼スポーツ推進課長	豊田正順
教育部次長兼 図書館共創交流局長	稲尾隆	教育部次長兼 教育政策課長	森本悦子
ひと・くらし支援課長	佐保敬太	ひと・くらし支援課 参事	入田純子
市民課参事	田原亜矢子	健康推進課長	末房日出子
保険年金課長	岡﨑章子	共生社会実現・部落 差別解消推進課長	江川裕子

高齢者福祉課長	甲　斐　博　幸	子育て支援課長	穴　見　雄　一
こども家庭課長	内　田　千　乃	教育政策課参事	時　松　哲　也
社会教育課長	津　川　文　隆		

○議会事務局出席者

議会事務局長　河　野　伸　久　　課長補佐　甲　斐　俊　平

主　　任　首　藤　卓　也

○付託議案及び審査結果等

付　託　議　案		審査結果
議第６１号	令和７年度別府市一般会計補正予算（第３号）関係部分	全員一致による原案可決
議第６２号	令和７年度別府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）関係部分	全員一致による原案可決
議第６３号	令和７年度別府市介護保険事業特別会計補正予算（第１号）関係部分	全員一致による原案可決
議第６４号	令和７年度別府市後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）関係部分	全員一致による原案可決
議第６５号	別府市男女共同参画センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について	全員一致による原案可決
議第６８号	別府市保健センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について	全員一致による原案可決
議第６９号	別府市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について	全員一致による原案可決
議第７１号	動産の取得について	全員一致による原案可決
議第７２号	別府市営クレー射撃場の長期かつ独占的な利用について	全員一致による原案可決

議第７３号	議決事項の変更について	全員一致による 原案可決
議第７４号	議決事項の変更について	全員一致による 原案可決
議第７５号	議決事項の変更について	全員一致による 原案可決

○会議録　　別紙のとおり

以上のとおり、本顛末に相違ないことを証明し、ここに記名捺印する。

令和７年９月９日

厚生環境教育委員会
委員長　　松　川　　峰　生

厚生環境教育委員会　会議概要

〇開議：10 時 00 分

〇松川委員長
　それでは、ただいまから厚生環境教育委員会を開会いたします。
　当委員会に付託を受けました議案は、議第 61 号令和７年度別府市一般会計補正予算（第３号）関係部分ほか 11 件であります。審査はお手元に配付しております議案審査順序表の記載順により各課に説明を受け、質疑の後、採決いたします。
　初めに、市民課関係議案の審査を行います。
　議第 61 号令和７年度別府市一般会計補正予算（第３号）、市民課関係部分について、当局から説明を願います。

〇田辺市民福祉部長兼福祉事務所長
　市民福祉部長の田辺でございます。
　それでは、今回提出しております市民福祉部関係議案の概要について、御説明申し上げます。
　市民福祉部におきましては、議第 61 号令和７年度別府市一般会計補正予算（第３号）におきまして、市民課、共生社会実現・部落差別解消推進課、高齢者福祉課、ひと・くらし支援課の４課より、議第 63 号令和７年度別府市介護保険事業特別会計補正予算（第１号）におきまして、高齢者福祉課より予算案を提出しております。
　また、議第 65 号にて別府市男女共同参画センターの設置及び管理に関する条例の一部改正を共生社会実現・部落差別解消推進課より実施しております。
　順次、担当課より説明させていただきますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。
　それでは、市民課関係部分について審査をお願いいたします。

〇田原市民課参事
　市民課参事の田原です。よろしくお願いいたします。議第 61 号令和７年度別府市一般会計補正予算（第３号）、市民課関係部分について説明させていただきます。
　予算書 22 ページをお開きください。
　歳出について御説明させていただきます。
　上から１段目の事業番号 0179 戸籍事務に要する経費の追加額として、81 万 4,000 円を計上しております。
　これは振り仮名の市町村町記録に係る戸籍システムの改修事業です。令和５年６月９日に公布された、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律、令和５年法律第 48 号の第３号施行日である、令和７年５月 26 日から１年を経過した日までに振り仮名の届出が実施されなかった戸籍に対し、市区町村長が仮の振り仮名に基づき、職権により氏名の振り仮名の記録を行う業務に対応するための機能改修を行うものであります。別府市に本籍を有する方につきましては、令和７年８月 21 日付で戸籍に記載される振り仮名の通知書６万 958 通を郵送して、振り仮名に誤りがある場合は、振り仮名の届出を行うようお願いをしているところです。
　なお、振り仮名に誤りがない場合、届出は不要となっており令和８年５月 25 日までに振り仮名の届出が実施されなかった戸籍に対しては、市長が仮の振り仮名に基づき、職権により氏名の振り仮名の記録を行うこととなります。

続きまして、同ページ２段目の事業番号 0182 外国人住民事務に要する経費の追加額として285 万 3,000 円を計上しております。

これは在留カード等へ、住居地等を電磁的方式により記録を行うための、居住地と記録端末の導入事業です。令和６年６月 21 日に公布された、出入国管理及び難民認定法等の一部を改正する法律、令和６年法律第 59 号が令和８年６月 20 日までに施行され、在留カードの様式の変更及び希望者には、マイナンバーカードと在留カードを一体化した特定在留カードの交付が開始されることに伴い、市区町村窓口において、在留カード等へ住居地等を電磁的方式により、記録を行う事務が新たに発生します。そのために必要となる端末を準備するものです。

続きまして、同ページ３段目の事業番号 1187 マイナンバーカード交付に要する経費の追加額として 3,208 万 8,000 円を計上しております。

これは、令和８年１月 10 日付住居表示実施に伴い、マイナンバーカードの住所の書き換えが必要となる方が約２万 1,000 人見込まれるため、トキハ別府店に臨時窓口を約４か月間開設することで手続の混雑を緩和し、待ち時間を短縮するものです。

なお、臨時窓口は 10 窓口設け、オンラインまたは電話による予約制を基本とし、マイナンバーカードの住所の書き換え手続を主とします。

続きまして、同ページ４段目から次の 23 ページにかけて掲載しております、事業番号 1360 証明書等コンビニ交付に要する経費の追加額として 433 万 4,000 円を計上しております。

これは、コンビニ交付管理に使用している既存の管理端末３台をＷｉｎｄｏｗｓ10 のサポート終了に伴い、Ｗｉｎｄｏｗｓ11 へ更新するものです。

次に、歳入について御説明させていただきます。

予算書 12 ページをお開きください。

上段３行目、社会保障税番号制度システム整備補助金の追加額でございます。

先ほど歳出でも御説明しました、戸籍システム改修の国庫補助金として 81 万 4,000 円を増額するものです。

次に、同ページ上段部分４行目、マイナンバーカード交付事務費補助金の追加額でございます。

これも先ほど歳出で御説明しました、マイナンバーカードの臨時窓口開設に伴う経費のうち、国庫補助対象となる端末機器の費用など、国庫補助金として 510 万円を増額するものです。

次に、13 ページをお開きください。

中長期在留者住居地届出等事務費委託金の追加額でございます。

これも先ほど歳出で御説明しました、在留カード等へ住居地を電磁的方式により記録するための住居地等記録端末の導入に対しての国庫の委託金として 285 万 3,000 円を増額するものです。

最後に、その他について御説明させていただきます。

予算書５ページをお開きください。

マイナンバーカード交付事業の繰越明許費の計上でございます。

先ほど歳出で御説明しました、マイナンバーカードの臨時窓口開設に伴う経費につきましては、マイナンバーカード窓口の繁忙期が年度をまたいで予想され、臨時窓口の開設が年度内に終了しない見込みのため、3,208 万 8,000 円を計上しております。

以上で、市民課関係部分の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○松川委員長

以上で、説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方は御発言願います。

○美馬委員
マイナンバーカード交付に要する経費のところですけど、これに関しては大体２万1,000人の市民に対応すると。10台ぐらいの端末を用意してトキハ別府店で実施するということでしたけれども、予約制で、どうしても混雑する曜日とか重なってくるのかなというふうに思うんですけれども、その予約時の整理とかいうのはどういうふうにされるんですか。

○田原市民課参事
お答えします。
オンラインの予約ホームのシステムを利用する予定にしております。あらかじめ30分程度の予約枠をカレンダーのような形で設定し、１枠につき10件まで予約が可能という形で、時間帯によって分散して予約を取ることができるシステムになっております。その後、同じ時間帯で上限枠以上を超えての予約はできません。

○美馬委員
それは分かりましたけれども、人によっては時間が長くなってもう簡単にざっと済んでしまったり、いろいろ市役所の中でも手続するときに時間がかかったり乱されたりっていうことがあるんですけれども、それに対しては予約時にこの時間帯でもうそろそろ来ていただいて待っていただいたほうがいいですよとかいうような、そんなシステムも入れられないんですか。

○田原市民課参事
お答えいたします。
予約システムには、オンラインで予約をされた方につきましてはリマインドメールをお送りする仕組みになっております。
また、１窓口予約枠３０分で設定をしておりますが、御家族でお見えになる場合は30分で２枠まで予約可能で、３人目になったときは30分を２枠取っていただくという形で少し枠の中で早く終われば次の方をお呼びできたりという形で、ちょっと柔軟に調整をしながら運用をしていきたいと考えております。

○美馬委員
分かりました。何かなかなか大変なことになりそうな気がします。トキハの駐車場ですかね、あそこも平面駐車場が数も少ないし、上の部分に上がって行くと大変になるので、また時間帯的に空いてないときとかもあるんですけども、特に市役所としてここは使用してくださいとかいう駐車場の場所は取られているとかいうことはないんですか。

○田原市民課参事
今後、トキハ別府店の担当の方と打合せを行っていく予定でございます。

○美馬委員
ありがとうございました。順調に進むことを願っています。

○穴井委員

コールセンターの人員は何人ぐらい予定されてるんですか。

○田原市民課参事
最初の頃は、コールセンターが会場とは別の場所に委託により運営する予定にしております。１月当初は少し多めに回線を開いて、徐々に減少させていくような形で検討しております。

○田辺市民福祉部長兼福祉事務所長
コールセンターについては予約がちょっと難しいという方、もしくは内容が分からないという方の問合せ先として、会場とは別のところで委託先が用意する場所ということになります。

○穴井委員
コールセンターの方が派遣社員とおっしゃっていましたかね。

○田原市民課参事
業務委託により行います。電話を受けて代行でオンラインの入力を行うような形です。

○穴井委員
分かりました。

○美馬委員
すいません。あと一つだけ。戸籍の振り仮名の変更、この間から各家庭にはがきで変わらなければ返事はいいですよという形で届いているんですけれども、それを多分見落としたり、見てなかったりしたときは、その後の変更っていうのはどういうような形になるんですかね。

○田原市民課参事
届出期間が令和８年の５月 25 日までとなっておりますが、それ以降に振り仮名の誤りに気づいた場合、どういうふうに届出を手続をすればいいのかという質問でよろしいですか。
その場合は、御本人様が気づいた時点で一度だけは届出をそのまま受理することができます。

○市原委員
戸籍の振り仮名ですけど、例えばその住民票にはこれが生かされるということがもう決まっているんですか。市民から問合せがあったのですが、振り仮名が戸籍につくようになったんやけど住民票はまだですよっていうことですが、これ生かされるのかなっていうふうにちょっと聞かれたんですけど、それはどうですか。

○田原市民課参事
振り仮名の届出を、例えば誤りの届けを行われた方に関しては、届けを受理した時点で住民票のほうにも振り仮名が記載されていきます。届出がなかった方については１年の期間を経過した後に、一括して記載されることになります。

○松川委員長
ほかに御質問がないようでありますので、これより採決を行います。
お諮りいたします。
議第 61 号令和７年度別府市一般会計補正予算（第３号）市民課関係部分について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。
（「異議なし」と発言する者あり）
御異議なしと認めます。
よって、原案のとおり可決することに決定いたしました。
以上で、市民課関係議案の審査を終了いたします。
休憩いたします。

休憩：10 時 14 分
再開：10 時 14 分

○松川委員長
再開いたします。
次に、共生社会実現・部落差別解消推進課関係議案の審査を行います。
議第 61 号令和７年度別府市一般会計補正予算（第３号）、共生社会実現・部落差別解消推進課関係部分、及び議第 65 号別府市男女共同参画センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について、当局から一括して説明を願います。

○田辺市民福祉部長兼福祉事務所長
それでは、共生社会実現・部落差別解消推進課関係部分についての御審査をお願いいたします。

○江川共生社会実現・部落差別解消推進課長
共生社会実現・部落差別解消推進課長の江川です。
それでは、議第 61 号別府市一般会計補正予算（第３号）のうち、共生社会実現・部落差別解消推進課関係部分について御説明をいたします。
初めに、歳出について御説明をさせていただきます。
予算書の 21 ページのほうをお開きください。
ページ中頃の事業番号 1137 男女共同参画センター施設整備に要する経費 1,775 万 4,000 円を計上しております。
これは、別府市男女共同参画センターの施設及び設備の提供を見直すことに伴い、センター１階のトレーニング室等の改修を行うものです。
初めに、センター１階部分の状況について説明いたします。
配布資料①こちら１階のセンター図のほうを御覧ください。こちらの資料になります。
こちら図の左上、こちらちょっと記載が何もない部分が２か所ほどありますが、こちらが温泉施設、元温泉施設のほうになります。こちらが令和７年３月に廃止をしております。
またトレーニング室につきましては、トレーニング機器が老朽化しているため館内の空調施設の工事を機に、令和４年 10 月から現在まで休止をしております。
次に、配付資料２、こちらの資料のほうを御覧ください。
以上の状況から、これらの施設利用を見直して別府市が社会福祉協議会に委託している、別府市自立相談支援センター等の事務室、相談室として、新たに施設を利用しようとするも

のです。
次に、資料３のほうを御覧ください。
こちら事業内容につきましてですが、別府市が別府市社会福祉協議会へ委託しております、別府市自立支援センター業務を実施いたします。
なお、自立相談及び生活支援機能を効果的に推進するための事業も、社会福祉協議会の役割として併せて展開いたします。
また、大規模災害発生時には別府市と別府市社会福祉協議会が連携をして実施する、災害ボランティアセンターの活動拠点として市民の生活再建を担う機能を展開する予定としております。
次に、予算書の 21 ページのほうにお戻りください。
今回計上する補正額は、男女共同参画センター施設整備に要する経費として 1,775 万 4,000 円です。
トレーニング機器の廃棄費用として、廃棄物処理等委託料 96 万 8,000 円、現施設を別府市社会福祉協議会の事務室として使用するための内装工事及び一部トイレの洋便器化などを予定しており、施設改修等工事費として 1,678 万 6,000 円を計上しております。
次に、歳入について御説明をいたします。
予算書の 19 ページのほうをお開きください。
上から３行目、男女共同参画センター整備事業債 1,510 万円です。
これは先ほど御説明をしました、男女共同参画センター施設整備に要する経費に対する事業債となっております。
次に、議案書の１ページのほうをお開きください。
議第 65 号別府市男女共同参画センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について説明をさせていただきます。
別府市男女共同参画センターの施設及び設備の提供を見直すことに伴い、条例を改正しようとするものです。
改正内容といたしましては、センターが行っているセンター２階部分の研修室、会議室、講習室、和室の貸館の提供及び、先ほど御説明いたしました１回トレーニング室の提供を廃止するものであります。
配布資料４、こちらの図面のほうを御覧ください。
センター２階部分の研修室、会議室、講習室、和室については、隣接する別府市美術館の美術品の収蔵スペース及び展示スペース施設としての価値を図るため貸館の提供を廃止するものです。センター１階トレーニング室については先ほど御説明申し上げたとおり、トレーニング機器の老朽化及び社会福祉協議会の事務室としての利用予定に伴い廃止するものです。条例の施行日は令和７年 11 月１日を予定しております。
以上、共生社会実現・部落差別解消推進課関係部分の説明を終わります。
御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○松川委員長
当局からの説明は終わりました。
これより質疑を行います。質疑のある方は御発言願います。

○美馬委員
今、資料の４のところで、美術館の展示品、展示会場に展示されてないので、そこできちっと整理して展示室にするということでしたけれども。今、各自治体とか、それからいろん

な団体とかが会議をしたり、いろいろとしようと思ってもなかなか会議室がないですね。今のところ野口ふれあい交流センターかな、あそこが一番多くて駐車場もある程度確保できるので、それなりには動いてはいますけれど、今回ここがなくなってしまうと、また使える場所がなくなるんですね。ここのところは美術館の建物としての整備はできてないですよね、今から多分されるんだと思うんですけども、ちょっとここにはあげないですけどね。そんな中で、こうこうこういうふうに決断された大きな理由をちょっと教えてほしいんですけど。

○田辺市民福祉部長兼福祉事務所長
　男女共同参画センターにつきましては、センター１階部分と２階部分ということで構成されております。２階は貸し部屋、１階はトレーニング室、温泉とありました。公共施設のマネジメントを考える中で、御意見としては、男女共同参画センターの機能としては、お風呂やトレーニングセンターは、ほかに代替施設があるので見直す方向も考えるということが方向性としてありました。
あと貸館につきましては、男女共同参画センター機能として、もともと目的のものではないんですけれども、大分県から譲り受けた経過から会議室となっております。会議室につきまして、なくす方向につきまして御意見いただきましたが、この１階部分２階部分を含めて美術館、それとほかの公共施設の利用等の入るほうの協議も大分重ねてまいりました。そういった中でやっぱり美術館自体が今現在、所蔵品が入らないということですので、適当な場所を探した結果、２階になったということになります。貸館を御利用いただいてる方にはこちらのほうも 11 月以降一旦予約を止めている状況です。議会で通れば 11 月から使えないということになりますので、そんな状況を御説明申し上げて大体の場所ですね、いわゆる公民館ですとかそういったところの御案内をしているような状況です。

○美馬委員
　意図がとてもよく分かったんですけれども、あそこは図書館もできますし、文化的な中心地になりますので、美術館をきちっと整備されること自体に対しては反対はしないんですけれども、やはりそういうふうな形で地域の人たちが借りる場所が少なくなるっていうのが、ちょっとどうなんだっていうふうな形で質問させていただきました。

○加藤委員
会議室の話が出たんですけど、実際この２階の会議室、研修室についてこれまでセンターとしての需要というのはあんまりなかったのかなという気がするんです。ただ男女共同参画に関わるグループっていうのは、かなり増えてるような気がするんですけども、先々そういう人たちが活動の場、会議の場、研修の場として、どこか必要だなと思うんですけど１階部分では足りるという判断でよろしいんですか。

○田辺市民福祉部長兼福祉事務所長
　１階の部分に交流室という部分が、こちらの図でいうと社会福祉協議会がここに入っていただくんですが、中庭の上に空欄のエリアが一応あります。ここは貸館になってないんですが男女共同参画センターの施設ということで、委員の皆様がそちらで会議をしていただいたりして使っている。ある程度の部屋の広さがございます。大体この部屋くらいありまして、一部屋は確保できているという状況です。

○加藤委員

見込みがこれで足りるちゅうならそれでいいです。

○松川委員長
別に御質疑がないようでありますので、これより採決を行います。
お諮りいたします。
議第 61 号令和７年度別府市一般会計補正予算（第３号）、共生社会実現・部落差別解消推進課関係部分について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。
（「異議なし」と発言する者あり）
御異議なしと認めます。
よって、原案のとおり可決することに決定いたしました。
次に、議第 65 号、別府市男女共同参画センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。
（「異議なし」と発言する者あり）
御異議なしと認めます。
よって議第 65 号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。
以上で、共生社会実現・部落差別解消推進課関係議案の審査を終了いたします。
休憩いたします。

休憩：10 時 28 分
再開：10 時 28 分

○松川委員長
再開いたします。
次に、高齢者福祉課関係議案の審査を行います。
議第 61 号令和７年度別府市一般会計補正予算（第３号）、高齢者福祉課関係部分及び議第 63 号令和７年度別府市介護保険事業特別会計補正予算（第１号）について、当局から一括して説明願います。

○田辺市民福祉部長兼福祉事務所長
それでは、高齢者福祉課関係部分についての御審査をお願いいたします。

○甲斐高齢者福祉課長
それでは、配付資料にて御説明いたします。
最初に、資料上段の議第 61 号令和７年度別府市一般会計補正予算（第３号）から御説明いたします。
資料左上の歳出についてですが、事業番号 0853、社会福祉法人利用者負担軽減に要する経費の追加額として 290 万 4,000 円を計上しております。
これは、令和６年度の低所得者保険料負担金を精算した結果、国と県への返還が生じたものでございます。内訳は、国 193 万 6,000 円、県 96 万 8,000 円、合わせて 290 万 4,000 円となっております。低所得者保険料軽減負担金は、所得段階１から３段階の保険料率を低くしたことによる不足分を公費で負担するものでございます。
それでは、続きまして議第 63 号令和７年度別府市介護保険事業特別会計補正予算（第１号）について御説明いたします。
資料中段左側の歳出を御覧ください。

まず①、事業番号 4430 精算返還金の追加額１億 5,899 万 2,000 円ですが、これは令和６年度の介護保険給付費及び地域支援事業費の実績に基づき精算した結果、国、県、そして診療内容の審査及び請求を行っております、支払基金からの負担金及び交付金が超過交付となったため返還するものであります。内訳は国が１億 905 万円、県が 2,324 万 2,000 円、支払基金が 2,670 万円となっております。

続いて、右側の歳入ですが、②地域支援事業交付金につきまして、令和６年度交付金の精算に伴い、国から 472 万 9,000 円の追加交付を受け入れるものであります。

その下、③の繰越金の追加額３億 6,860 万 8,000 円ですが、これは令和６年度決算に伴う剰余金を計上しております。

次に、中段左側歳出に戻っていただきまして、④事業番号 4461 高額医療合算介護サービス給付費負担金の追加額 2,238 万 5,000 円を計上しております。

これは、介護保険と医療保険の両方の自己負担が高額になった場合、定められた限度額を超えたときに申請により支給されるものです。この歳出増に関連して、右側歳入の④としている部分ですが、全て追加額として国から介護給付費負担金 447 万 7,000 円、同じく国から調整交付金が 171 万 5,000 円、支払基金の介護給付費交付金が 604 万 4,000 円、県の介護給付費負担金が 279 万 8,000 円と、市からの介護給付費繰入金が 279 万 8,000 円増額となっております。

以上によりまして、補正歳出合計はＡの１億 8,137 万 7,000 円、補正歳入合計がＢの３億 9,116 万 9,000 円となりまして、差額の２億 979 万 2,000 円を左側最下段の歳出⑤予備費の追加額として計上するものであります。

以上で、高齢者福祉課関係部分の説明を終わります。委員の皆様の御審議をよろしくお願いいたします。

○松川委員長

当局の説明は終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方は御発言をお願いします。いいですか。

（「なし」と発言する者あり）

別に御質疑がないようでありますので、これより採決を行います。

お諮りいたします。

初めに、議第 61 号令和７年度別府市一般会計補正予算（第３号）、高齢者福祉課関係部分について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と発言する者あり）

御異議なしと認めます。

よって議第 61 号高齢者福祉課関係部分については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議第 63 号令和７年度別府市介護保険事業特別会計補正予算（第１号）を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と発言する者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議第 63 号については原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上で、高齢者福祉課関係議案の審査を終了いたします。

休憩いたします。

休憩：10 時 35 分

再開：10 時 35 分

〇松川委員長
　再開いたします。
　次に、ひと・くらし支援課関係議案の審査を行います。
　議第 61 号令和７年度別府市一般会計補正予算（第３号）、ひと・くらし支援課関係部分について当局から説明願います。

〇田辺市民福祉部長兼福祉事務所長
　それでは、ひと・くらし支援課関係部分につきまして御審査をお願いいたします。

〇佐保ひと・くらし支援課長
　ひと・くらし支援課長の佐保でございます。よろしくお願いいたします。
　それでは、議第 61 号令和７年度別府市一般会計補正予算（第３号）のうち、ひと・くらし支援課関係部分について御説明いたします。
　まず初めに、歳出部分について御説明いたします。
　予算書の 24 ページをお開きください。
　事業番号 0233 社会福祉会館管理運営に要する経費の追加額 60 万円でございます。
　こちらは、災害時における避難者の生活環境等の改善を図るため、指定収容避難所となります社会福祉会館のトイレのうち、温水洗浄便座ではない洋式トイレ２基を温水洗浄便座に改修するための工事請負費として 60 万円を計上しております。
　続きまして、19 ページをお開きください。
　歳入の説明でございます。
　一番左の数字で２、民生債のうち、２ページ中ほどにあります１、社会福祉債として社会福祉会館整備事業債の追加額を 60 万円計上しております。
　最後に、７ページをお開きください。
　地方債の説明でございます。
　表が二つございますが、下の表、第４表の２の上から二つ目、社会福祉会館整備事業でございます。補正前の限度額は 1,740 万円でございましたが、先ほど歳入の説明をさせていただきましたように、今回 60 万円を補正予算として計上しましたので補正後の限度額は 1,800 円万円となります。
　以上、ひと・くらし支援課関係部分の説明を終わります。委員の皆様の御審議のほど、よろしくお願いいたします。

〇松川委員長
　以上で、当局の説明は終わりました。
　これより質疑を行います。質疑のある方は御発言願います。
　　（「なし」と発言する者あり）
　別に御質問ないようでありますので、これより採決を行います。
　お諮りいたします。
　議第 61 号令和７年度別府市一般会計補正予算（第３号）、ひと・くらし支援課関係部分について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。
　　（「異議なし」と発言する者あり）
　御異議なしと認めます。

よって、議第 61 号ひと・くらし支援課関係部分については、原案のとおり可決することに決定いたしました。
以上で、ひと・くらし支援課関係議案の審査を終了いたします。
休憩いたします。

休憩：10 時 39 分
再開：10 時 39 分

○松川委員長
再開いたします。
次に、子育て支援課関係議案の審査を行います。
議第 61 号令和７年度別府市一般会計補正予算（第３号）、子育て支援課関係部分及び議第 69 号別府市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、当局から一括して説明願います。

○宇都宮こども部長
子育て支援課部分について審査のほど、よろしくお願いいたします。

○穴見子育て支援課長
議第 61 号令和７年度別府市一般会計補正予算（第３号）、子育て支援課関係部分について御説明いたします。
歳出から御説明いたします。
予算書の 26 ページをお開きください。
事業番号 0293 児童健全育成に要する経費の追加額につきましては、18 節負担金補助及び交付金、性被害防止対策設備等支援事業費補助金 60 万円を計上しております。
事業内容は、全ての子ども、若者が安心して過ごせる社会の実現に向け、放課後児童クラブにおける性被害防止対策に係る設備等に対して支援を行うことで、性被害を防止することを目的とし、放課後児童クラブにおいてパーティション、簡易扉、簡易更衣室及びカメラ、人感センサーライト等の設備の購入や更新を行う事業に対して補助金を交付するものです。補助対象経費の上限額は 10 万円で、補助率は４分の３です。
次に、事業番号 0295 保育所入所に要する経費の追加額につきましては、18 節負担金補助及び交付金、保育所等業務効率化推進事業費事業補助金 150 万 1,000 円、及び性被害防止対策設備等支援事業費補助金 135 万円の、合わせて 285 万 1,000 円を計上しております。保育所等業務効率化推進事業補助金につきましては、主に乳児等通園支援事業、いわゆるこども誰でも通園制度に係るシステム導入費用を補助するものです。性被害防止対策設備等支援事業費補助金につきましては、先ほど事業番号 0293 児童健全育成に要する経費の追加額で御説明した内容と同じものです。
次に、事業番号 0930 特別保育等に要する経費の追加額につきましては、12 節委託料、病児保育委託料 207 万円を計上しております。
これは、病児保育事業に係る国庫補助金交付要綱の改正により、補助金基準額が引き上げられたことなどによるものであります。
次に、事業番号 1378 児童福祉施設の維持管理に要する経費の追加額につきましては、14 節工事請負費、施設補修等工事費 148 万円を計上しております。
これは、災害時の指定避難所であるほっぺパーク、すきっぷパークのトイレに温水洗浄便

座等を設置し、避難者の生活環境等の改善を図るものです。
次に、歳入について御説明いたします。
予算書12ページをお開きください。
12ページ中ほどに記載がございます、２、民生費国庫補助金についてです。
子ども子育て支援交付金の追加額として69万円を計上しております。これは歳出の事業番号0930特別保育等に要する経費の幼児保育委託料の増額分207万円が補助対象経費となり、補助率３分の１に当たる額でございます。
次に、保育対策総合支援事業費補助金の追加額として、190万2,000円を計上しております。これは歳出の事業番号0295、保育所入所に要する経費の保育所等業務効率化推進事業補助金、及び性被害防止対策設備等支援事業費補助金の増額分285万1,000円が補助対象経費となり、補助率３分の２に当たるわけでございます。
次に、性被害防止対策設備等支援事業費補助金の追加額として40万円を計上しております。これは歳出の事業番号0293児童健全育成に要する経費の性被害防止対策設備等支援事業費補助金の増額分が補助対象経費となり、補助率３分の２に当たるわけでございます。
次に、予算書14ページをお開きください。
２、民生費県補助金、地域子ども子育て支援事業費補助金の追加額として69万円を計上しております。これは歳出の事業番号0930特別保育等に要する経費の幼児保育委託料の増額分207万円が補助対象経費となり、補助率３分の１に当たるわけでございます。
次に、予算書19ページをお開きください。
２、民生費、児童福祉施設整備事業債の追加額として200万円を計上しております。これは歳出の事業番号1378児童福祉施設の維持管理に要する経費の施設補修等工事費の増額分148万円と、補正前の予算額を対象経費として計上しております。
以上、議第61号令和７年度別府市一般会計補正予算（第３号）、子育て支援課関係部分の説明を終わります。
次に、議第69号別府市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について御説明いたします。
予算額の議案書８ページから19ページまででございます。
これは、子ども子育て支援法等の一部を改正する法律の施行により改正された児童福祉法の規定に基づき、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定めるため、条例を制定するものでございます。この条例を定めるに当たっては、従うべき基準及び参酌すべき基準を定めた、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準、令和７年７月14日内閣府令第１号に従っています。この基準に追加した内容としましては、第５条第７項に運営について暴力団関係者の支配を受けてはならないことを定めることとしています。
以上で、子育て支援課関係部分の説明を終わります。
御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○松川委員長
以上で、当局の説明は終わりました。
これより質疑を行います。質疑のある方は御発言願います。

○美馬委員
性被害防止対策設備等支援事業費ということで、0293と0295に予算が計上されていて、今パーティション等の設備ということだったんですけれども、これはそれを整備する場所、その施設の中の場所とかが限られると思うんですけれども、それに関しては何か条件とかある

んですか。

○宇都宮こども部長
　対象になるのが場と場を間仕切るパーティションであったりとか、人が来たことを察知したらライトがつくサーチセンサーとかになりますので、そこはもうそれぞれの施設の状況に応じて設置をしていただければというふうに考えております。

○美馬委員
　ということは、性被害っていうのは関係があるかないか分かりませんけれども、他者の侵入というか入ってきたときの状況をきちっと見守るためということですか。

○宇都宮こども部長
　それも含んで、子どもの例えば着替えるところを人目にさらされないようにとか、あとはやっぱり幼い子どもなりにもやっぱりパーソナリティの部分っていうのがありますから、そういったところに配慮をした環境を整えるというところで行う事業となっております。

○美馬委員
　すみません。細かいことかもしれませんけれども、保育所なんかで幼い子どもたちがいると、着替えそれもちょっと失敗したとかね、いろんなときに着替えると思うんですけれども、その場所は特別なところに行ってさあ着替えしましょうっていう話になかなかなってないと思うんですよね。そういうふうな場合には、何か大変やろうと思うけど、その子を着替えさせるときに何かテントまでいかんけどね、何か保護するようなそういう設備も入れてくださいよというような話と違うんですかね。

○宇都宮こども部長
　美馬委員さんがおっしゃられたのは例えばどういった物でしょうか。

○美馬委員
　保育室の中で大体着替えさせたりしますよね。そのときにその子１人だけではなくて、ほかの子もいると。それなりに小さい子どもに関してもパーソナリティがあるのでね、そういうときの状況に関してはどういうふうにするのかなと思ったんですけど。

○宇都宮こども部長
　やはり子どもとはいえ、子どものプライバシーというものがありますので、その辺りの配慮をした置き方であったり場所っていうことを施設のほうで考えているところですが、また御相談をいただければこういったふうな他の事例とかも御紹介をしながら、そこは相談をして子どもたちにとってプライバシーが守られるような環境を整えていきたいなというふうに思っています。

○美馬委員
　なかなか難しい話だなっていうふうには思うんですけれども、そういう意識づけのためにも少しこういう費用が出ますよというときに、やっぱり少し説明が必要なのかなというふうに思いますのでよろしくお願いいたします。

○市原委員
　これ全国的にも今最近よくテレビでも報道されております、児童ポルノとかそういうのですね。別府で実際に性被害っていうことに関して報告があったケースはありますか。

○宇都宮こども部長
　特に私たちのところにはそういった被害というような届出は承ってはいない状況です。それだけ保育所側とか施設の方がとても気をつけていただけているというふうに感じております。

○美馬委員
　すみません。次の第 69 号のところなんですけども御説明いただいた中で、別府市とこれ大体国から下りてきてる条例に関してだとは思うんですけれども、別府市独自としては第５条の７番に関してはプラスアルファに付け加えましたということになっていますが、ほかのところでもう少し考える余地があるというか、これから条例を再度付け加えてっていうような考えはありますか。

○宇都宮こども部長
　お答えいたします。
　条例制定については、やはり議会の皆様の御審議が必要になります。この条例をさせていただきまして、あと運用面とかでそこでできるものであればそこで対応とか、よい方法ですとか手段とか考えていければなというふうに思っています。

○美馬委員
　もう来年の令和８年度の４月から運用開始になりますので、時期的には今からいろんな形で発信していったり、いろいろな話を聞いたりして応用していくことになると思うんですけれども、それからも議会 12 月、３月とありますけれども、ほかのこともプラスアルファありますのでできれば早めに議員のほう、また議会のほうにも知らせていただいて、話ができる方向に持っていっていただきたいなというように思います。

○松川委員長
　いいですか。
　　（「異議なし」と発言する者あり）
　別に御質疑ないようでありますので、これより採決を行います。
　お諮りいたします。
　初めに、議第 61 号令和７年度別府市一般会計補正予算（第３号）、子育て支援課関係部分について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。
　　（「異議なし」と発言する者あり）
　御異議なしと認めます。
　よって、議第 61 号子育て支援課関係部分については、原案のとおり可決することに決定いたしました。
　次に、議第 69 号別府市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。
　　（「異議なし」と発言する者あり）
　御異議なしと認めます。

よって、議第69号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。
以上で、子育て支援課関係議案の審査を終了いたします。
休憩いたします。

休憩：10時56分
再開：10時56分

○松川委員長
再開いたします。
次に、こども家庭課関係議案の審査を行います。
議第 61 号令和７年度別府市一般会計補正予算（第３号）、子ども家庭課関係部分について当局から説明願います。

○宇都宮こども部長
こども家庭課部分について御審議のほどよろしくお願いいたします。

○内田こども家庭課長
それでは、議第 61 号令和７年度別府市一般会計補正予算（第３号）、こども家庭課関係部分について御説明させていただきます。
予算説明書の27ページを御覧ください。
事業番号0857母子健康相談教育に要する経費について500万円を追加計上しております。
今回の追加は、ウェルネス産後ケア施設整備費補助金を新設するためのものです。この補助金は、産後ケアを提供する旅館やホテルにおいて専用の部屋や設備を整備する費用を支援するものです。目的は、民間事業者の参画を促し、全ての希望者が利用できる体制を整え、市民産婦への安定的なサービス提供を図ること。併せてこのウェルネス産後ケア事業を別府ならではの産業として推進し定着させることでございます。補助対象経費は、保育スペースやカウンセリングスペースの工事費、沐浴が可能となるシャワールームの設置費用、また子どもの安全確保のためのマットや遊具、乳児用寝具などの備品購入費を想定しています。補助額は、対象経費の２分の１以内、１事業者当たり上限250万円を予定しております。議決後には現在事業に参画している旅館ホテルに周知し、積極的に御活用いただけるよう案内を行ってまいります。
また、旅館ホテル組合を通じて、あと公式ホームページを通じまして広く周知したいと思っております。

○松川委員長
以上で、当局の説明は終わりました。
これより質疑を行います。質疑のある方は、御発言願います。

○加藤委員
歳出 27 ページにあったんやけど、歳入の国県補助金支出金というのはどこにあるのかちょっとわからないんですけど。

○内田こども家庭課長
第２世代交付金のほうが充当されるんですけれども、今回委託料のほうが減額となりまし

たので、補助金の入りのほうの補正は組んでおりません。

○加藤委員
　分かりました。

○松川委員長
　ほかはいいですか。
　　（「なし」と発言する者あり）
　ほかに御質疑もないようでありますので、これより採決を行います。
　お諮りいたします。
　議第 61 号令和７年度別府市一般会計補正予算（第３号）、こども家庭課関係部分について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。
　　（「異議なし」と発言する者あり）
　御異議なしと認めます。
　よって、議第 61 号子ども家庭課関係部分については、原案のとおり可決することに決定いたしました。
　以上で、こども家庭課関係議案の審査を終了いたします。
　休憩いたします。

休憩：11 時 00 分
再開：11 時 00 分

○松川委員長
　再開いたします。
　次に、スポーツ推進課関係議案の審査を行います。
　議第 61 号令和７年度別府市一般会計補正予算（第３号）、スポーツ推進課関係部分及び議第 72 号別府市営クレー射撃場の長期かつ独占的な利用について、当局から一括して説明願います。

○阿南いきいき健幸部長
今回提出しております、いきいき健幸部関係部分の概要について、まず私からをさせていただきます。
　いきいき健幸部におきましては、所管課ではスポーツ推進課、健康推進課、保険年金課全てが補正を上げております。３課とも議題 61 号一般会計補正予算関係を、スポーツ推進課が議第 72 号別府市営クレー射撃場の長期かつ独占的な利用についてを。健康推進課では、議第 68 号別府市保健センターの設置及び管理に関する条例の一部改正についてを。そして最後に保険年金課より、議第 62 号及び議第 63 号を受けまして、国民健康保険事業並びに後期高齢者医療特別会計補正予算を、これから順次担当課より説明させていただきますので御審議のほどよろしくお願いいたします。
　それでは、スポーツ推進課関係部分についてから御審査をお願いいたします。

○豊田いきいき健幸部次長兼スポーツ推進課長
　スポーツ推進課の豊田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。
初めに、議第 61 号令和７年度別府市一般会計補正予算（第３号）、スポーツ推進課関係部分

について御説明をいたします。
まず、歳出から御説明をいたします。
予算書の 36 ページをお開きください。
事業番号 0657 体育施設整備に要する経費の追加額 940 万円でございます。
これは総合体育館べっぷアリーナの洋便器トイレ 47 か所を温水洗浄便座に改修する工事費でございます。今回の議会で全庁的に予算計上されております、災害時の避難所において避難者の生活環境等の改善を図るものでございます。
次に、歳入の御説明をいたします。
８ページをお開きください。
表の中段、体育施設整備事業債の追加額 940 万円でございます。これは先ほど御説明いたしました各種体育施設整備工事費の 940 万円の追加額に係るものでございます。
次に 20 ページをお開きください。これも同様の内容でございます。
続きまして、議案書の 22 ページをお開きください。
別府市営クレー射撃場を大分県クレー射撃協会に、令和７年度から令和 11 年度まで長期かつ独占的な利用をさせることについて、議会の議決に付すべき公の施設の利用及び廃止に関する条例第２条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。この案件は、これまでも５年間の長期かつ独占的な利用を継続的に許可してきたものでございます。
以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○松川委員長
以上で、当局の説明は終わりました。
これより質疑を行います。質疑のある方は、御発言願います。
（「なし」と発言する者あり）
別に御質疑もないようでありましたので、これより採決を行います。
お諮りいたします。
初めに、議第 61 号令和７年度別府市一般会計補正予算（第３号）、スポーツ推進課関係部分について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。
（「異議なし」と発言する者あり）
御異議なしと認めます。
よって、議第 61 号スポーツ推進課関係部分については、原案のとおり可決することに決定いたしました。
次に、議第 72 号別府市営クレー射撃場の長期かつ独占的な利用について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。
（「異議なし」と発言する者あり）
御異議なしと認めます。
よって議第 72 号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。
以上で、スポーツ推進課関係議案の審査を終了いたします。
休憩いたします。

休憩：11 時 05 分
再開：11 時 05 分

○松川委員長
再開いたします。

次に、健康推進課関係議案の審査を行います。
議第 68 号別府市保健センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について、当局から説明願います。

○阿南いきいき健幸部長
それでは、健康推進課関係部分について御説明いたします。

○末房健康推進課長
健康推進課長の末房でございます。
議第 68 号別府市保健センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について御説明いたします。
議案書７ページを御覧ください。
現在、別府市保健センターでは、市民の健康の保持増進に関係する保健医療等の団体の主要施設として施設の一部貸出しを行っていますが、今回の条例の一部改正につきましては、現状の利用に即して１階会議室兼運動室を多目的ホールに改め、また２階会議室兼運動室を現在事務室として使用しているため、使用施設としてこの項を削るものです。
以上で、健康推進課関係部分の説明を終わらせていただきます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○松川委員長
当局の説明は終わりました。
これより質疑を行います。質疑のある方は、御発言願います。

○市原委員
これは名称だけ変わるんですか。

○末房健康推進課長
名称だけ変更になります。

○市原委員
わかりました。

○松川委員長
別に他に御質問はないようでありますので、これより採決を行います。
お諮りいたします。
初めに、議第 68 号別府市保健センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。
（「異議なし」と発言する者あり）
御異議なしと認めます。
よって、議第 68 号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。
以上で、健康推進課関係議案の審査を終了いたします。
休憩いたします。

休憩：11 時 09 分

再開：11 時 09 分

〇松川委員長
　再開いたします。
　次に、保険年金課関係議案の審査を行います。
　議第 61 号令和７年度別府市一般会計補正予算（第３号）、保険年金課関係部分、議第 62 号令和７年度別府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）、議第 64 号令和７年度別府市後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）、以上３件について、当局から一括して説明願います。

〇阿南いきいき健幸部長
　それでは最後に、保険年金課関係部分について御審査をお願いいたします。

〇岡﨑保険年金課長
　初めに、議第 61 号令和７年度別府市一般会計補正予算（第３号）、保険年金課関係部分について御説明させていただきます。
　補正予算書の 18 ページを御覧ください。
　歳入において、雑入療養給付費負担金返還金としまして 9,922 万 5,000 円を計上しております。
　これは、令和６年度に大分県後期高齢者医療広域連合に対し支出しました、療養給付費負担金の精算に伴う返還金でございます。
　続きまして、議第 62 号令和７年度別府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）について御説明させていただきます。
　特別会計補正予算書６ページを御覧ください。
　まず初めに、歳入では国庫補助金としまして 1,518 万円を計上しております。後ほど歳出でも御説明させていただきますが、令和８年度に新たに子ども子育て支援金制度が創設されることに伴い、保険税から支援金の徴収を行うため収納システムを改修する必要がございます。これは支援金制度の円滑な実施に向けて、保険者等が行うシステム改修等の費用について計上しており、補助率は 10 分の 10 となります。
　次に、７ページを御覧ください。
　繰越金の追加額としまして 9,738 万 5,000 円を計上しております。
　これは、令和６年度国民健康保険事業特別会計の決算において発生した剰余金を令和７年度に繰り越すものです。
　続いて、歳出でございます。
　８ページを御覧ください。
　事業番号 3200 国民健康保険管理に要する経費の追加額としまして 1,518 万円を計上しております。先ほど歳入で御説明させていただきましたが、令和８年度から国民健康保険税に新たな税区分として、子ども子育て支援金分が加わることに伴い、必要となる収納システムの改修にかかる委託料となっております。
　続きまして、９ページを御覧ください。
　事業番号 3233 精算返還金の追加額としまして 8,619 万 4,000 円を計上しております。これは、県支出金として交付される普通交付金につきまして、令和６年度に概算交付されたものが、令和７年度の実績報告により交付金額が確定いたしますが、今回、額の確定に伴い超過交付分を返納するものでございます。

次に、10 ページを御覧ください。
今回補正、歳入歳出の差額により予備費の追加額としまして 1,119 万 1,000 円を計上しております。
これによりまして、国民健康保険特別会計における今回の補正の総額は、歳入歳出ともに 1 億 1,256 万 5,000 円となるものでございます。
続きまして、議第 64 号令和７年度別府市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について御説明させていただきます。
特別会計補正予算書 30 ページを御覧ください。
歳入では、繰越金の追加額 919 万 1,000 円を計上しております。これは、令和６年度後期高齢者医療特別会計の決算において発生した剰余金であり、本年４月、５月の出納整理期間中に収納された保険料を、令和７年度に繰り越したものでございます。
次に、31 ページを御覧ください。
歳出では事業番号 4501 後期高齢者医療広域連合運営等に要する経費の追加額に歳入と同額の 919 万 1,000 円を計上しております。
これは歳入で御説明しました、出納整理期間中に収納された保険料を、令和７年度に繰り越した後、大分県後期高齢者医療広域連合に保険料等負担金として支出するものでございます。
以上、保険年金課関係部分についての御説明とさせていただきます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○松川委員長
当局の説明は終わりました。
これより質疑を行います。質疑のある方は御発言願います。
（「なし」と発言する者あり）
いいかな。別に御質疑ないようでありますので、これより採決を行います。
お諮りいたします。
初めに、議第 61 号令和７年度別府市一般会計補正予算（第３号）、保険年金課関係部分について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。
（「異議なし」と発言する者あり）
御異議なしと認めます。
よって、議第 61 号保険年金課関係部分については、原案のとおり可決することに決定いたしました。
次に、議第 62 号令和７年度別府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。
（「異議なし」と発言する者あり）
御異議なしと認めます。
よって、議第 62 号については原案のとおり可決することに決定いたしました。
最後に、議第 64 号令和７年度別府市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。
（「異議なし」と発言する者あり）
御異議なしと認めます。
よって、議第 64 号については原案のとおり可決することに決定いたしました。
以上で、保険年金課関係議案の審査を終了いたします。
休憩いたします。

休憩：11 時 17 分
再開：11 時 17 分

○松川委員長
　再開いたします。
　次に、図書館共創交流課関係議案の審査を行います。
　議第 73 号から第 75 号までの議決事項の変更について、以上３件を当局から一括して説明願います。

○矢野教育部長
　教育部では、予算議案１件、その他議案４件を提出をさせていただいております。
　それでは図書館共創交流局から説明をさせていただきますので、御審議のほどどうぞよろしくお願いいたします。

○稲尾教育部次長兼図書館共創交流局長
　では、議事第 73 号から議第 75 号まで、新図書館等建設工事の請負契約に係る議決事項の変更について一括して御説明させていただきます。
　議案書の 23 ページ、議第 73 号を御覧ください。
　工事請負契約の締結について、別府市新図書館ほか新築工事に係る工事請負契約の金額を変更しようとするものです。令和５年 12 月 19 日に議決された議第 141 号、工事請負契約の締結についての議決事項のうち、第３項中 32 億 6,150 万円を 32 億 9,989 万 7,700 円に変更します。変更の理由は、地面掘削時に想定を超える転石が発生するなど、地中障害物の撤去及びその処理費用が膨らんだこと、及びそのことに起因する工期延長に伴う経費の増額によるものです。
　次に 24 ページ、議第 74 号を御覧ください。
　新築工事と同様に、別府市新図書館ほか新築電気設備工事に係る工事請負契約の金額を３億 6,520 万円から３億 6,612 万 7,300 円に変更します。
　次に、25 ページ、議第 75 号を御覧ください。
　別府市新図書館ほか新築機械設備工事に係る工事請負契約の金額を６億 3,976 万円から６億 4,092 万 8,200 円に変更します。
　以上のとおり、新図書館等建設工事の当初契約における請負代金の総額 42 億 6,646 万円は、変更後 43 億 695 万 3,200 円となりました。本年６月の補正予算では 5,700 万円の増額を見込んでいましたが、最終的に 4,049 万 3,200 円の増額となりました。それぞれの工事の受注者とは、令和７年８月８日に仮契約書を締結しており、議会の議決をいただきましたら本契約書を締結する運びとなります。
　なお、議決事項ではありませんが完成期限についても、令和７年９月 30 日を令和７年 10 月 31 日に変更をしています。
　以上で、説明を終わります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○松川委員長
　当局の説明は終わりました。
　これより質疑を行います。質疑のある方は、御発言を願います。
　　（「なし」と発言する者あり）

ほかに質疑もないようでありますので、これより採決を行います。
お諮りいたします。
初めに、議第 73 号議決事項の変更について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。
（「異議なし」と発言する者あり）
御異議なしと認めます。
よって議第 73 号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。
次に、議第 74 号議決事項の変更について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。
（「異議なし」と発言する者あり）
御異議なしと認めます。
よって、議第 74 号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。
最後に、議第 75 号議決事項の変更について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。
（「異議なし」と発言する者あり）
御異議なしと認めます。
よって、議第 75 号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。
以上で、図書館共創交流局関係事業の審査を終了いたします。
休憩いたします。

休憩：11 時 22 分
再開：11 時 22 分

○松川委員長
再開いたします。
次に、教育政策課関係議案の審査を行います。
議題 61 号令和７年度別府市一般会計補正予算（第３号）教育政策課関係部分、及び議第 71 号動産の取得について、当局から一括して説明願います。

○森本教育部次長兼教育政策課長
では教育政策課から、議題 61 号令和７年度別府市一般会計補正予算（第３号）関係部分及び議第 71 号動産の取得について一括して御説明をさせていただきます。
初めに、議題 61 号令和７年度別府市一般会計補正予算（第３号）関係部分について御説明をいたします。
歳入予算、歳出予算相互に関係してございますので、歳出予算から先に御説明をいたします。
予算書の 32 ページをお開きくださいませ。
0553 小学校の施設整備に要する経費の追加額 1,290 万円は、東山中学校を含む小学校 14 校の体育館の洋式便座を温水洗浄便座に改修するための経費でございます。
続いて、33 ページを御覧ください。
0566 中学校の施設整備に要する経費の追加額 710 万円は、中学校６校の体育館の洋式便座を温水洗浄便座に改修するための経費でございます。
次に、34 ページでございます。

最後に、0588 幼稚園の施設整備に要する経費の追加額 1,430 万円は、既存の洋式トイレを園児用暖房便座に改修するための経費でございます。学校体育館及び幼稚園ホール等が災害時に指定収容避難所となります。避難の際に利用するトイレの一部を温水洗浄便座等に改修いたしまして、避難者の生活環境等の改善を図るための経費合計 3,430 万円を計上しております。

続いて、歳入予算でございます。

19 ページを御覧ください。19 ページ最下段です。

８、教育債のうち、小学校施設整備事業債の追加額 1,290 万円、20 ページに続きます。中学校の施設整備事業債の追加額 710 万円及び幼稚園施設整備事業債の追加額 1,430 万円。以上、地方債の追加額合計 3,430 万円は、本事業の財源に緊急防災減災事業債を充てるものでございます。

続いて、７ページを御覧ください。

７ページ、地方債補正下段、第４表の２において、それぞれの事業の地方債補正限度額等について計上してございます。

続いて、その他議案について御説明をいたします。

議案書 21 ページを御覧ください。

第 71 号動産の取得についてです。

本事案は、令和２年度にＧＩＧＡスクール構想第１期に導入をされたタブレット端末等のうち、教員用 422 台を更新するに当たり、予定価格が 2,000 万円を超えするため議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、または処分に関する条例第３条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。本件は要件設定型一般競争入札により、８月４日に開札、同日、仮契約を締結をいたしました。契約相手方は、ミカサ商事株式会社大分支店でございます。契約金額は 2,627 万 3,720 円で、この財源にはデジタル活用推進事業債を活用いたします。

以上が、教育政策課関係部分の説明でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

〇松川委員長

当局の説明は終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方は、御発言を願います。

〇森委員

トイレの設備事業について伺いたいんですが、大体トイレ１基当たりどれぐらいの金額で見込まれているのかと、トイレの機能についてはどれぐらいまでのレベルのトイレを導入しようと思ってるんですか。

〇森本森本教育部次長兼教育政策課長

暖房便座、温水洗浄便座ございます。大人用の温水洗浄便座は１基当たり便座だけで 20 万円ほど。子ども用の暖房便座は 10 万円未満でございます。ただそれに現在給排水ですとか、電気設備がついておりませんので、温水洗浄便座を利活用するための必要な給排水設備工事並びに電気工事が発生をいたします。それと機能については温水洗浄便座の機能というものがどれぐらいのレンジがあるのか私も詳しくは存じ上げませんけれども、一般的に設置をされている温水洗浄便座という理解をしております。

〇森委員

最近トイレのレベルによって、ものすごい機能がついていたり、基本的なものとかいろいろあると思うんですけど、先ほど言われた金額からすれば基本的な機能を有するものという理解をしてよろしいんでしょうか。

○森本森本教育部次長兼教育政策課長
本事業には、緊急防災減災事業債を活用いたします。特定財源を活用する基準もあるかと思いますので、もう一般的な機能だというふうに理解をしております。

○森委員
消臭機能とかついてるんですかね。

○森本森本教育部次長兼教育政策課長
申し訳ありません。そこまでは承知しておりません。

○加藤委員
あえて言えば、大人用が 20 万円ってほかのところも大体 20 万円で見てました。子ども用の暖房というのが 10 万円未満というところですが個数でいうと 150 基ぐらいあるんですか。

○森本森本教育部次長兼教育政策課長
園児用のトイレはすみません、ちょっと今すぐに数字が出てこないんですけれども。

○矢野教育部長
まず、園児用の部分で洋式問題については 45 基で 10 万未満と答弁させていただいたんですけども、およそ６万円を見込んでおります。それぞれやはり箇所によってそれぞれの違いがあるんですけども基本的に６万程度という形で積算をさせていただいております。

○加藤委員
金額としては 1,430 万円上がっているんで、６万円だったらこんなにかからんですよね。ほかに何か電気設備やらに使うんかな。

○矢野教育部長
今、申し上げましたのはもう単純に便座を交換する費用で、先ほど課長からも答弁させていただいたんですけども、例えばコンセントの新規設置については 1 か所当たり 10 万円見ております。
また、コンセントの基盤改修工事がまた別に必要になってきまして、それが 1 か所約 30 万円という形でそれぞれ単価ということで建設部と協議をしながら、予算編成を予算計上しているところでございます。

○美馬委員
トイレのことじゃないんですけど、71 号のタブレット更新ということで、かなり大きなお金ですね。これは定期的に４年から５年度中にはまた更新ということになると思うんですけれども、私たちが使ってるのもそうですけれども、この更新に際して機種が少し異なる、機種はどうなるんでしょう。

○森本教育部次長兼教育政策課長
　今回更新をする機種は児童・生徒用と同じ仕様のものです。インチ数が今のサイズ 11 インチということでございます。

○美馬委員
　だから次は先生たちが持っているものと子どもたちのが一緒なんで、指導したり使ったりする分にはプラスになるというふうに思うんですけれども、先生たちにとってほかの業務も多い中で、新しく更新した時期での研修というか、さらに使い方についての何か指導期間とかいうのはあるんですか。

○森本教育部次長兼教育政策課長
　導入から設定作業を行いまして、使えるまでの期間をある程度見込んでおります。ちょうど春休みにかかるので、昨日の議案質疑でも操作マニュアルなんかが必要なのではないかという御提案をいただきましたので、その辺も検討いたしまして、現場の先生方がお困りがないようにサポートしていきたいと思っております。

○美馬委員
　もう随分入って期間もたっておりますので、それなりに使われてる方、使われている先生も本当に多くなってきていて、子どもたちにとっても・・・かなっていうふうに思うんですけれども、このいつもシステムが変わる時期にやっぱり混乱することが多いので、それに対しては十分時間を取って先生たち、そして子どもたちも混乱しないようにというふうな形で、導入時期は決まっているんでしょうけれども、その前後の指導というかそういうところをちょっと厚くしてもらいたいなというふうに思っていますので、よろしくお願いします。

○森本教育部次長兼教育政策課長
　ありがとうございます。恐らく事前にｹｲｼｮｳｹｲを用いたアンケートにおいても、そういった全く機種が変わりますと混乱を来すということもあったんだと思います。現行機種を希望する意見が多かったのはそういう理由かと思います。基本的な操作については、あまり違和感がなく使えるようにサポートしていきたいと思います。ありがとうございます。

○松川委員長
　ほかにいいですか。
　（「なし」と発言する者あり）
　ほかに御質疑もないようでありますので、これより採決を行います。
　お諮りいたします。
　初めに、議題 61 号令和７年度別府市一般会計補正予算（第３号）、教育政策課関係部分について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。
　（「異議なし」と発言する者あり）
　御異議なしと認めます。
　よって、議第 61 号教育政策課関係部分については、原案のとおり可決することに決定いたしました。
　次に、議第 71 号動産の取得について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。
　（「異議なし」と発言する者あり）
　御異議なしと認めます。

よって、議第71号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。
以上で、教育政策課関係議案の審査を終了いたします。
休憩いたします。

休憩：11時35分
再開：11時35分

○松川委員長
再開いたします。
次に、社会教育課関係議案の審査を行います。
議題 61 号令和７年度別府市一般会計補正予算（第３号）、社会教育課関係部分について、当局から説明願います。

○津川社会教育課長
社会教育課の津川です。よろしくお願いいたします。
それでは、議題 61 号令和７年度別府市一般会計補正予算（第３号）、社会教育課関係部分について御説明いたします。
初めに、歳出予算から御説明させていただきます。
予算書の35ページをお開きください。
事業番号 0631、美術館施設整備に要する経費の追加額として、展示品等施設業務委託料 14万円、施設改修等工事費5,756万5,000円を計上するものでございます。
美術館につきましては、現在の場所に平成29年10月に移転して以来、展示スペース、収蔵スペースの不足という課題を抱えておりました。最近にいたっては郷土作家を中心とした作品の寄贈も多く、男女共同参画センター２階部分を別荘文化の展示室、民俗資料室に改修し、それにより空いた３部屋に郷土作家の常設展示室を設置、さらに１階中庭の段差解消等を行うことで美術館機能の拡充を図ろうとするものでございます。
続きまして、事業番号 1064、野口ふれあい交流センター管理運営に要する経費の追加額として、施設整備等工事費として521万6,000円を計上するものでございます。施設整備等工事費の内訳といたしましては、温水洗浄便座設置工事費344万5,000円、冷暖房設備更新工事費177万1,000円となっております。野口ふれあい交流センターにつきましては、管理棟、体育館ともに災害時に指定収容避難所となることから、管理棟及び体育館棟のトイレ 20 基温水洗浄便座等を設置するとともに、研修室７などの既存の空調設備を更新することで、避難者の生活環境等の改善を図ろうとするものでございます。
続きまして、歳入予算について説明をさせていただきます。
予算書の20ページをお開きください。
先ほど、歳出で御説明いたしました、美術館と野口ふれあい交流センターの工事費の追加に伴い財源といたしまして、社会教育債を活用いたします。技術館整備事業債として5,180万円、野口ふれあい交流センター整備事業債520万円を計上するものでございます。管理いたしまして予算書の七、八ページに、地方債補正限度額等について記載しております。
以上、社会教育課の関係部分の議案につきまして御説明させていただきました。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○松川委員長
以上で、当局の説明を終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方は、御発言を願います。

○美馬委員
美術館の展示室を広げるっていう部分なんですけど、それに対して今の美術館自体も部屋が区切られていて、なかなか広い場所でずっと見て行くには少し経路が複雑になってるかなというふうに思いますし、今度２階が広がるとまたかなりのスペースになりますよね。それを展示できるような形で改修されるんでしょうけれども、そこが見やすく本当に周りを歩いていけるような形としては何か考えてらっしゃるんでしょうか。

○津川社会教育課長
これから正式に工事が入りますので、工事が終わった後の措置の部分になると思いますので、何か展示物品等を見るときの経路の案内とか、そういうところで努力をしていきたいなと思いますが。こういうところの案内板とかそういうところでの努力なのかなと思いますが。ちょっと工事でできる部分と、当然その後の作業とか案内表示とかの部分になりますので、その辺は注意をしていきたいと思っているところです。

○美馬委員
美術館自体、ほかのところにある美術館と随分形式が異なりますよね、もともと美術館の建物ではないので。ただその展示品が展示されずに倉庫に入っているのではなくって展示する箇所が増えるのは、とてもいいことだとは思うんですけれども、今の建物を想定したときに中を改修された後に、今言われましたできた後に経路についてはということでしたけれども、できるだけ本当に美術館として２階を全てっていうふうな形になりますよね。そういうふうな形になったときに何かこう、あの形でもきちんと見れるような経路というか、方向性を持っていただきたいなと。部屋が個別に分かれますよね全部ね。間仕切りがわーってできるわけでもなく個別に分かれてここはこうでってなるんですけれども、そこら辺も美術館の展示としてはちょっと異質な感じもするので、そこまで部屋を改修っていうのはどうなのかなと私も思ったんですけれども、そこら辺も考えて設計というか、今からの工事に臨んでもらいたいなというふうに思っていますが、そこはどうなんですかね。

○津川社会教育課長
設計の段階に入ってますんで、先ほど言ったように設計、これから工事をやる上でできることと、措置できること、それから措置できないことございますので、そこは併せ持って、議員さんからいただいた意見も考慮しながら措置をしていきたいなと思っているところです。
また工事の中で、民俗資料室として活用する部屋等については、一部通れるよう、中から行き来ができるようにします。そういう意味では、そういうところは考えて少しやっていきますので、配慮等はしていきたいと思っています。

○美馬委員
新図書館ができるのと、それから美術館も少し広くなって子どもたちが行きやすいような形で、今ですとなかなか美術館に行っても、あそこの部屋は見てここはっていうふう形になっているので、できればあいうふうな形でも有効活用できていますよというようなプラスになるような形で開館できることを望んでいますので、それについてはよろしくお願いしたいと思います。

○松川委員長
いいですか。
（「なし」と発言する者あり）
ほかに御質疑もないようでありますので、これより採決を行います。
お諮りいたします。
議題 61 号令和７年度別府市一般会計補正予算（第３号）、社会教育課関係部分について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。
（「異議なし」と発言する者あり）
御異議なしと認めます。
よって、議第 61 号社会教育課関係については、原案のとおり可決することに決定いたしました。
以上で、社会教育課関係議案の審査を終了いたします。
以上をもちまして、本委員会に付託を受けました議案の審査は全て終了いたします。
なお、委員長報告及び会議録の作成につきましては、委員長に一任していただきたいと思いますが、御異議ありませんか。
（「異議なし」と発言する者あり）
御異議なしと認めます。
よって、委員長報告会議録の作成につきましては、委員長に一任していただきます。
これをもちまして、厚生環境教育委員会の議案審査を全て終了いたします。

○閉議：11 時 44 分